

第10回 稲沢市部活動地域移行検討委員会（議事録）

令和8年7月15日（水）10時より

稲沢市勤労福祉会館3階 第2・3会議室

1 はじめの言葉

2 あいさつ（教育部長より）

3 報告事項

(1) 各課より

事務局：部活動指導員研修会の開催・部活動指導員の採用状況・稲沢市部活動地域移行だより No.7 の配付・いな活新規申込結果について説明（学校教育課）。

委員：1点目、いな活運営費の事務費は誰が管理するのか。2点目、新規申込状況でどれぐらいの生徒が希望したのか。3点目、いな活募集のためにどのような工夫をしたのか。

事務局：1点目、事務費に関しては、学校教育課が管理し、各拠点で振り込みの際に割り切れない端数などを補填していくことになる。2点目、新規申込状況は約55%の生徒が希望している。3点目、いな活募集のために、各拠点の部活動指導員にそれぞれの活動目標や活動方針、子どもたちに向けてのPRを書いた拠点校紹介を学校から全家庭に配信した。

委員：ブラスバンドについて、いな活と地域クラブ活動の両方を行ってよいのか。

事務局：両方行っても構わない。ただ、練習時間が重なる可能性が高く、どちらかを選ぶことになる。

委員長：1点目、事務費は誰がどのように集めるのか。また、それはすでに保護者に伝わっているのか。2点目、現在部活アプリの保護者からの登録申請に対して部活動指導員が承認作業を行っているが、どの程度進んでいるのか。

事務局：部活アプリを行っているアスフィール社に集金事務もお願いしている。部活アプリに登録をした人に集金方法を伝え、集金することになっている。つまり、登録をしないと集金できず、スポーツ安全保険にお金を払えないため、保険に加入できない。保険に入っていない生徒はいな活を行えないことになる。このことをもう一度、保護者に伝え、期限を守って必要な作業を行ってほしいと思っている。昨日の時点で、4割程度しか登録が進んでいない状況である。

委員：9月以降の平日の学校部活動はどうなるのか。

委員：校長会からの要望で、稲沢市部活動ガイドラインに部活動の活動時間を縮減する内容を含めている。教員の勤務終了時間に部活動が終わるような形になっているところが多い。部活動の時間としては、概ね1時間ぐらいである。また、週に1日または2日、部活動を行わない日を設けるようにしている。

事務局：稲沢市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）の作成について説明（スポーツ課）。

事務局：市民吹奏楽団 Jr について説明（生涯学習課）。

(2) その他

4 協議事項

委員長：前回までは、いな活をどのように設定し、どのように行っていくかを中心に話し合ってきた。実際にいな活を行う上で、様々な問題が起きてくると思うが、教育委員会でその都度検討したり、場合によってはこの検討委員会で再度話し合ったりしてよりよいものにしていきたい。今日の協議事項は、いな活の次の段階にあたる認定地域クラブ活動を今後作っていくために必要な要綱の検討となる。

(1) 稲沢市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）について

事務局：稲沢市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）について説明。

委員長：生涯学習課からは、認定地域クラブ活動について何かあるか。

事務局：稲沢市民会館の会場使用料の減免は難しいため、財政的な支援を要綱の中に入れていきたい。また、ある程度の人数が必要であることを条件の中に入れていきたい。

委員：条件の中に「学校との連携が適切に行われていること」とあるが、学校と切り離れた活動であるのに、連携が必要なのか。

委員長：どんな連携を考えているのか、連携の内容を教えてほしい。

事務局：国のガイドラインに示されていて、平日の部活動と休日の活動において互いに情報共有し、場所も含めて連携していくことが条件に含まれている。具体的な内容については、決まっていない。

委員長：生徒の家庭環境などの個人情報を知りたいと言われても、学校としては教えられないと思う。ある程度、決めておく必要があると思う。

事務局：認定地域クラブ活動は、中小体の大会に参加できるため、学校としても誰が大会に参加したのかを把握する必要があるので、その情報を共有していくことになると思う。

委員：数年後に、いな活から認定地域クラブ活動に移行していくための制度を作ろうとしているのか、それとも、中小体の大会に参加できるチームを作ろうとしているのか。

事務局：令和13年度には、いな活から地域クラブ活動に移行することになっている。それに向けて少しでも早くできたらと思っています。

委員：いな活から地域クラブ活動に移行していけばいいと思うが、お金や人材など多くの問題がある。特に、認定地域クラブ活動が大会に出るために作られるとなると、上手な子たちを集めて大会に出場し、いな活の子たちが出て全敵敵わないということが起きてしまう。そんな大会にはしてほしくない。そのためには、認定要件の内容を十分検討してほしい。

事務局：いな活がそのまま地域クラブ活動になるわけではない。つまり、いな活の部活動指導員がそのチームを連れてそのまま地域クラブ活動になるということではない。中には、部活動指導員が地域クラブ活動を作ろうとする人もいるかもしれないが、すべてではない。

委員：市民吹奏楽団 Jr のように、いな活以外で認定地域クラブ活動を行おうというチームはあるのか。

事務局：ソフトテニスで団体が2つほどあると把握している。

委員：今後は、いろいろなスポーツで増やしていくということか。

事務局：ソフトテニスをモデルケースのようにして増やしていきたい。

委員：いな活の部活動指導員は、市から報酬が支払われるが、認定地域クラブ活動の指導者はないのか。また、認定地域クラブ活動のメリットは、場所代の減免と大会に出られることだけか。

事務局：地域クラブを立ち上げるための財政的な支援を行えるかどうか検討していきたい。

委員：いな活には月謝はないが、認定地域クラブ活動には月謝が必要になる中で、保護者は選ぶことになるということか。

委員：地域にはいろいろな習い事の活動団体があるが、認定を取ることによって報酬を得ることも支援を受けられることもあるということか。

事務局：その通りである。今まであった団体か、新しく立ち上げた団体かは関係なく、認定を取りたいと希望する団体があれば、条件に当てはまるかどうかを検討して判断する。

委員：今ある地域クラブが、大会に出たいから認定を取りにくることが多いと思うので、スムーズな移行ができるようにしてほしい。また、中学生の在籍が5人以上とあったが、今年は大会に出られたのに、来年度は3人しかいないために認定条件に満たずに承認されず、大会に出られないのはどうにかならないだろうか。

委員：現状ある地域クラブ活動だけでは、令和14年度に希望する中学生を受け入れるのは難しいと考えられる。これから始まるいな活が認定地域クラブ活動に移行していくとよいと思った。徐々にいな活から認定地域クラブ活動に移行するのか、令和14年度になったら一斉に移行するのかどちらなのか。もし、徐々に移行するのならば、いな活と同等以上の財政的支援が認定地域クラブ活動に必要ではないか。

事務局：準備できたところから徐々に認定地域クラブ活動に移行していきたい。認定地域ク

ラブ活動では営利を目的としないというものの、保護者の負担は増えると思われる。国では、月3千円程度以内と示しているので、稲沢市もそれに準じたい。

委員：要綱の内容が活動に対してだったり、団体に対してだったり一貫性がない。活動を対象にした方が良いと思う。また、学校との連携では、平日の部活動と土日の認定地域クラブ活動では指導者が違うので、その連携は必要であると思う。また、生徒・保護者への情報提供は、教育委員会が主体となって行うべきであるとする。また、いな活が始まっていないので、まずはいな活を問題なく進めていき、徐々に認定地域クラブ活動にしていくのがよいと思う。

委員：認定地域クラブ活動では、お金などはどのように管理していくのか。

事務局：認定地域クラブ活動は、1つの団体なので通帳を作ってお金と管理していかなければいけない。通帳を作るには規約や名簿を作らないといけなくなる。

事務局：別表の説明（スポーツ課）

委員：認定要件の中に「代表、副代表、会計及び幹事は互いに兼ねることはできない」とあるが、現在いな活は指導者2名で行っている。このままではいな活から認定地域クラブ活動に移行するのは難しいと思われる。この要件を緩めることはできないのか。

委員：大口町では、祖父江や平和のような総合型スポーツクラブを作っている。稲沢市も市としていな活を一括認定していけば容易に移行していただけるのではないかと思います。スポーツ課が主体となって大きな組織を作って認定をして、その中の一種目として運営をしていけば移行しやすいのではないかと思います。

事務局：稲沢市としては、大きな組織として束ねている団体はない。先ほどの認定要件の4名は指導者に限らず、保護者でもよい。

委員：活動時間が休日は3時間程度以内となっているが、大会等では3時間で収まらないがよいのか。

事務局：現状の部活動と同じで、大会で6・7時間かかったら、どこかでその分の休みをとることになる。

委員：週の時間が11時間に収まればよいということか。

事務局：大会も稲沢大会・西尾張大会・県大会と毎週のように行われ、勝ち進めば週に11時間を超える可能性がある。週単位で見るのか、月単位で見るのか、検討していきたい。

委員長：週11時間以内は、通常の練習時間について書かれていることであって、大会やコンクール等に出るときのことを書いているのではない。

委員：参加を希望する生徒が希望に応じて参加できるのは大事であると思う。また、国が示す月に3千円程度以内を聞いてお金持ちの人しか入れないわけではないことがわかって安心した。ただ、中学生が違う校区まで移動しなければいけないのが懸念事項である。また、障害をもっている人でも参加できるような支援も考えてほしい。

委員：暴力・暴言・ハラスメントなどの行為を行わず、生徒同士にも許さないとなっているが、もしこういうことがあった場合に、教育委員会で懲罰委員会などを設けるのか。

事務局：そこまでは決めていないが、不適切な事案が発生した場合は認定の取り消しを行っていくことになると思う。

委員：誓約書も書かせることになっているが、指導者自身がハラスメントとは何かを分かっていないと意味がない。いな活の研修会で暴力・ハラスメントの防止について行ったと言っていたが、どんなことをしたのか。

事務局：スポーツハラスメントや体罰、言葉の暴力は一切行わないことを、資料を元に動画を交えて研修を行った。

委員：スポーツ少年団では、毎年指導者と保護者を集めてパワハラについて研修を行っている。一番心配なのは、指導者が起こす問題なので、指導者に指導員の資格を持たせてほしい。指導者は何人ぐらい指導員の資格を持っているのか。

事務局：まだ、認定地域クラブ活動を行っていないので、資格の有無は答えられない。いな活の指導員に関しては、資格の有無を条件に入れていないが、資格を持っている人や現在教員または以前教員だった人を合わせると3割近くいる。

委員：今後、指導員が資格をとるように促してほしい。急に全員が持つというのは大変だと思うので、せめて年1回は講師を呼んで研修会を開き、問題が起こらないようにしてほしい。

委員：来年度の4月1日に施行するとあるが、なぜ4月1日なのか。

事務局：徐々に認定地域クラブ活動を増やしていきたいと思い、来年度からできるところは立ち上げてモデルケースのようになってもらいたいと考えている。

(2) その他

委員長：今回たたき台のような形で、様々な意見を出してもらった。これを参考に事務局の方で再検討して新たなものを作ってほしい。そして、それをこの検討委員会で再提案し、検討していくことになると思う。来年度の4月1日に施行するためには、次回いつ検討するのもかも逆算して決めてもらいたい。

委員：熱中症を発生させないためにどんな取り組みをするのか。

事務局：9月からのいな活の実施に向けて各拠点に熱中症計を配付する。8月1日に研修会を開き、緊急対応マニュアルの説明を含めて心肺蘇生法の実習を行い、そのときに熱中症に関しても話をする予定である。

委員：いな活から認定地域クラブ活動への移行は十分理解できたが、認定地域クラブ活動を作らないかという募集はしないのか。

事務局：今の時点では、決まっていないが、全然、認定地域クラブ活動が増えないとなれば、何らかの対策を講じなければならないと思っている。

委員：しっかり説明すれば、今あるクラブチームの中に認定を希望するチームがあるのではないか。

事務局：小学生から大人までいるチームで中学生が5名しかおらず、全体の1割ぐらいしか中学生がいないチームを認定するのはよいのかという意見もある。現在、その基準作りでは苦慮しているところである。

委員長：まだ、いな活が始まっていない段階での検討で、いな活の課題やいな活がどうなっていくのかが見えない状況での話し合いだった。認定地域クラブ活動を作ってくださいだけでは進まない。作れるように市としてどんな施策を講じるのかを明らかにしていく必要がある。そのために予算が必要であれば、予算を取ってほしい。

5 その他

(1) 今後の予定

事務局：準備ができたところで、第2回の検討委員会を開催したいと思う。現段階では、10月30日（金）を考えているが、今後の話し合いによって、これより前にするのか遅らせるのかを検討していきたい。

(2) その他